

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に、資格喪失日に係る記録を43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41年7月から42年9月までは1万2,000円、同年10月から43年2月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年4月1日から43年3月1日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和41年7月1日から43年3月1日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の供述及びB社の回答から、申立人は申立事業所において臨時社員であったと推認される。

さらに、申立期間当時に申立事業所において臨時社員であった者で、同事業所の雇用保険の被保険者記録がある者は、ほぼ全員が厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間において臨時社員であり、給与計算を行っていた同僚は、「私は申立事業所において臨時社員であった。正社員は共済組合に加入し、臨時社員は厚生年金保険に加入していた。自分の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和41年7月1日から43年3月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、同僚の記録から昭和 41 年 7 月から 42 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 43 年 2 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間においては、申立人の雇用保険の取得日が同年 7 月 1 日であるところ、複数の同僚の雇用保険及び厚生年金保険については、同時期に両保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月5日から同年2月1日まで
② 昭和48年4月26日から同年5月1日まで

私は、申立期間①においてA社に勤務し、申立期間②においてA社から同社B支社へ転勤したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間①及び②について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった退職金受給申請書及びA社から提出された社員名簿から、申立人は同社に昭和46年1月5日から勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された申立人に係る平成20年分退職所得申告書によると昭和46年1月5日から退職金の算定が行われているため、同社に退職金の算定について照会したところ、「通常、正社員となった日から退職金の算定を行っている。正社員であれば、厚生年金保険に加入させ、保険料を控除してい

る。」と回答している。

さらに、申立期間において申立人の上司であり、以前は庶務も担当していた者に照会したところ、「申立期間①において申立人は正社員として営業事務を行っていた。A社では一般的に、正社員であれば厚生年金保険及び健康保険に加入していた。私も正社員として採用され、すぐに厚生年金保険及び健康保険に加入した記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人に係る健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和46年2月1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された辞令書及び社員名簿並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に同社B支社へ異動し、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和48年3月21日に転勤の発令を受け、同年4月にB支社に転勤したとしていることから、A社の資格喪失日である同年4月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和48年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は手続を誤ったと推測されると回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。